

七条駅自転車駐車場の整備及び管理運営を行う占有事業者の募集要項

七条駅周辺においては、放置自転車対策として、無料駐輪場（収容台数185台）を設置するとともに、定期的に撤去に取り組んでいますが、無料駐輪場には、自転車が無秩序に置かれ、また、長期滞留自転車が発生することなどにより、適正な利用が困難となっているとともに、駐輪場に入りきれない自転車が周辺に放置され、車両や歩行者の通行の妨げとなるなど、市民が安心・安全な生活を営む上で大きな障害となっております。

この度、こうした状況の解消を図る施策の一つとして、鴨川河川敷及び無料駐輪場において、民間事業者の協力により駐輪場の整備を図り、駅周辺の放置自転車の解消を図ることとしました。

つきましては、本駐輪場を整備するとともに、引き続き管理運営を行っていただく事業者を公募します。

1 概要

(1) 内容

事業者は、当該箇所を占有したうえで、植栽・舗装等の駐輪場基盤、駐輪場の案内板、照明、地下埋設配線を含む駐輪器具等の全てを整備していただくとともに、その後の管理運営を行っていただきます。

(2) 場所

※別紙1のとおり

- ① 一級河川鴨川河川敷（京都市東山区日吉町）
- ② 川端七条無料駐輪場（京都市東山区一橋宮ノ内町）

(3) 整備予定台数

①及び②の合計で350台以上

ただし、①には、原動機付自転車及び自動二輪車の駐車も検討すること。

(4) 供用開始日

平成23年2月【予定】

(5) 事業期間

本年度より15年間（ただし、道路占用許可については、5年ごとに更新手続きをしていただくことになります。）

2 駐輪場事業の内容

事業者は、①は、本市との使用貸借契約を締結し、②は、本市から道路占用許可を受け、①及び②の箇所において、駐輪場を整備し、一体的に管理運営を行います。

(1) 事業者が行う業務の範囲

ア 植栽・舗装等の駐輪場基盤、ラック、柵、案内板、照明、料金徴収施設等（以下「駐輪器具等」という。）の全ての整備及び維持管理

※ 整備予定地について、①は風致第4種地区、②は岸辺型美観地区にそれぞれ該当することから、上記駐輪器具等の設置に際しては、別紙2のとおり、景観に配慮したものとし、各々条例手続きが必要となります。また、許可を得た施設については、その

維持管理も対応していただくこととなります。

- イ 料金徴収など駐輪場の管理運営全般
- ウ 管理運営上、発生するトラブルへの対応
- エ 駐輪場内とその周辺における巡回及び清掃活動
- オ 自転車利用者への駐輪指導及び利用案内

(2) 提案にあたっての基本的条件

ア 24時間利用可能な駐輪場とします。

イ **別紙1**にある駐輪場設置場所に、自転車の駐輪間隔45cm以上の確保を条件とし、合計で350台以上の駐輪場を整備してください。

また、①の箇所については、原動機付自転車及び自動二輪車の駐車につきましても、あわせて検討してください。なお、駐輪間隔としては、原動機付自転車で60cm以上、自動二輪車で100cm以上それぞれ確保することを条件とします。

ウ 原動機付自転車及び自動二輪車の駐車には、自転車の出入口と動線を分離するとともに、本市と協議の上、別途、車道からの乗入口を整備してください。整備に際しては、道路法第24条に基づく現状変更申請を要しますので、事業者で対応してください。

エ 利用種別については、定期の鉄道利用者が多いと思われるため、一時利用のみでなく、定期利用者へのサービスについても検討してください。(電子マネー対応、プリペイドカード、回数券等の採用も可能です。)

オ 料金設定は、周辺の駐輪場を参考に、利用者のニーズに応じた時間制を採用するなど、事業者から提案いただいたうえで、本市と協議して決定します。

カ 駐輪器具等の設置、維持修繕及び管理運営に係る一切の経費を負担していただきます。(特に①の鴨川河川敷における電気通信線については、埋設深さ60cm以上の地中配管(FEP管など)・配線を原則とします。)

キ 利用者からの利用料金は、事業者の収入とします。

ク 駐輪場の管理運営方法は、有人、無人の機械式を問いませんが、自転車の前輪や車体の一部を固定する器具等によるものとしてください。

有人の場合、駐輪場整備予定箇所内への事務所設置は認めないため、事業者負担により、駐輪場整備予定箇所外での設置を検討してください。ただし、定期券発行のため、小規模な詰所を設置する場合には、本市と協議してください。

無人の機械式の場合には、緊急時や利用者への対応等のため、連絡体制及び巡回体制を構築してください。

ケ 駐輪場内は、実情に応じた頻度で清掃を行い、常に良好な状況を維持してください。

コ 駐輪場整備に必要な植栽・舗装・地下埋設管は、事業者で整備し、維持管理についても事業者の責任で対応するものとしますが、その財産は本市に帰属するものとします。

サ 長期駐輪及び不正駐輪に対する取扱いについて、明らかにするとともに、駐輪場内に対応内容を掲示してください。

シ 料金徴収施設等の整備について、必要がある場合は事業者の負担で通信回線を繋げてください。通信の対応方法については提案してください。

ス ①においては、既存の植栽を極力周辺に移植するとともに、可能な限り緑地の確保に努めてください。さらに、鴨川側からの眺めに配慮した駐輪場の目隠し用の柵（高さ1.5 m未満）の設置を検討してください。その形態意匠について、具体的に提案してください。

なお、設置前には、予め材質、色彩などの見本を提示し、本市と調整を図った上で、設置作業を行ってください。

①及び②において設置する駐輪器具等については、本市都市計画局風致保全課及び市街地景観課と協議調整のうえ、必要な景観手続きを実施してください。

セ ②の道路占用許可については許可期間が5年以内となります。また、①の使用貸借契約についても5年以内とし、事業を継続していただくためには、更新の手続きが必要となります。なお、事業期間が満了した場合又は事業者の自己都合などにより事業を廃止した場合は、事業者により駐輪器具等を撤去し、道路を原状に回復することとなります。この場合の費用は、事業者の負担とします。

ソ 事業者は、占用に係る費用を本市に納付することとなります。

その費用については、近傍類似の土地の価格を基に決定し、駐輪場の有料化を開始する時点から徴収します（必要に応じて、見直す場合があります）。

なお、現在のところ、その費用は、年間約200万円（概算）となる見込みです。

タ ①の整備に際しては、河川法の許可申請を要します。

河川法第24条の占用許可手続きは本市が対応しますが、実測平面図、占用面積計算書など必要な図面や資料作成は、本市の指示に従い、事業者が実施し、許可申請図書の作成に協力してください。

河川法第26条の工作物設置許可申請については、本市を経由のうえ、事業者で対応してください。

チ 本市が指示する河川管理境界には、車両進入ボラードを1箇所設置してください。

また、川端通歩道の既存の乗入防止ボラードについて、一部撤去してください。さらに原動機付自転車及び自動二輪用の乗入口は、車両進入防止用ボラードを設置してください。

ツ 占用期間中であっても、道路や河川工事等、公益上やむを得ないと認められるときは、道路法又は河川法の規定により、この許可を取り消し、許可条件を変更し又は物件の改築、移転及び除却もしくは原状回復を命じることがあります。この場合の費用は、事業者の負担とします。

テ 工事の着手前には、工事方法、工程等を本市に連絡し、承認を受けてください。また、地元及び警察などの関係機関との調整を必ず行ってください。

ト 駐輪場の利用案内については、供用開始前から実施するよう努めてください。

ナ 事業者のノウハウを活用した放置自転車対策（啓発活動・キャンペーン等）については、具体的に提案してください。

ニ 駐輪場整備の他に、七条駅周辺の放置自転車防止に寄与する業務について、具体的に提案してください。

(3) 提案項目

- ア ラック・料金徴収施設の機能について
- イ ラック・料金徴収施設の維持管理について
- ウ 利用料金の設定について
- エ 管理人の配置について（人数・時間・巡回頻度など）
- オ 緊急時の対応について（機器の故障・クレームの対応など）
- カ 広報及び啓発活動（ポスター・チラシ・パンフレット作成及び独自のキャンペーン活動など）
- キ 七条駅周辺の景観と調和する駐輪器具等の形態意匠について
- ク その他放置自転車防止に寄与する業務について

3 その他の事項

- (1) 放置禁止区域内の放置自転車の撤去については、定期的に本市が対応します。
ただし、自転車の車体の一部が占用区域にかかる場合は撤去しません。事業者において対応してください。
- (2) 駐輪場の利用料収入、利用者数などの毎月の利用状況については、本市の要請に従い定期的に報告してください。
- (3) 個人情報保護法及び関係法令を遵守してください。
- (4) 本市が承認した提案項目については、必ず実施してください。
- (5) 事業者は本市と協定を締結したうえで事業を実施してください。

4 応募資格に関する事項

(1) 応募者の資格

応募できる者は、法人その他の団体で、当該施設の管理運営を行ううえで、人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ次に掲げる資格を有するものとします。

なお、複数の法人等が構成するグループで応募する際には、全ての構成員が応募の資格を有する必要があります。また、グループの代表となる法人等を定め、本市への質疑や書類の提出等は当該代表法人が行ってください。

ア 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

ウ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

エ 団体又はその代表者が、事業者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

オ 団体又はその代表者が次に掲げるものを滞納していないこと。

(ア) 所得税又は法人税

(イ) 消費税

- (ウ) 本市の市税
- カ 次に掲げる団体でないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (イ) 代表者又は役員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）である団体
 - (ウ) 団体の経営に暴力団員が実質的に関与している団体
 - (エ) その他事業者としてふさわしくない団体
- キ 有料の駐輪場について、整備又は管理運営の実績があること。

(2) 失格事項

次の要件に該当した場合は選定審査の対象から除外します。

- ア 選定審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ その他不正行為があったと認められる場合

5 応募方法

(1) 公募説明会・現場説明会

- ア 公募説明会：平成22年6月30日（水）午前11時～
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所 寺町第2会議室
- イ 現場説明会：平成22年6月30日（水）午後2時～
見学順序等の詳細については、公募説明会にてお知らせします。

希望者は、平成22年6月28日（月）午後5時までに公募説明会参加申込書〔様式7〕及び現場説明会参加申込書〔様式8〕を建設局土木管理部自転車政策課へ持参、郵送又はFAXにて提出してください。

(2) 質問事項の受付及び回答方法

- ア 質問事項受付期間
平成22年7月1日（木）～平成22年7月7日（水）
- イ 提出場所
京都市建設局土木管理部自転車政策課（京都市役所北庁舎3階）
FAX 075-213-0017

ウ 提出方法

質問票〔様式9〕に記入のうえ、平成22年7月7日（水）午後5時までに持参、郵送又はFAXにて提出してください。

なお、電話及び口頭による質問にはお答えできません。

エ 回答

平成22年7月12日（月）を目途に回答を、自転車政策課及び京都市ホームページにおいて公開します。

アドレス：http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-2-4-0-0_15.html

京都市情報館トップページ→市の組織→建設局→各課の窓口→自転車政策課

→広報資料・お知らせ→22年度

(3) 提案書の受付

ア 受付期間

平成22年7月13日(火)～平成22年7月20日(火)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 受付場所

京都市建設局土木管理部自転車政策課(京都市役所北庁舎3階)

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075-222-3565 FAX 075-213-0017

ウ 受付方法

提出書類を持参または郵送により提出してください。

郵送の場合、平成22年7月20日(火)《必着》

エ 提出書類

提出部数(正本1部 写し2部 合計3部)

- (ア) 七条駅自転車駐車場の整備及び管理運営を行う道路占用者選定申請書〔様式1〕
- (イ) 誓約書〔様式2〕
- (ウ) 法人の概要〔様式3〕
- (エ) 駐輪場整備(類似施設含む)及び管理運営実績〔様式4〕
- (オ) 公募提案書〔様式5〕
- (カ) 事業計画書〔様式6〕
- (キ) 償還計画表(収支試算表)〔任意様式〕
- (ク) 事業者の概要・財務状況等に関する書類・・・・・・(各様式任意)

※ 法人でない場合、提出できない書類も含まれますが、できるだけ類似の資料を提出してください。

a 沿革

既存のものでも可。ただし、時系列で記載し、事業内容についても具体的に記入されたもの。

b 代表者の履歴

c 役員名簿

既存のものでも可。ただし、他法人の理事との兼職がある場合は、法人名と役職を記載する。

d 法人運営に関する資料

経営理念・方針とその実現、経営の効率化や透明性の確保、管理・チェック体制などがわかる資料を添付する。

e 監査指摘等の状況

過去3年間の法人監査指摘状況及び改善状況をすべて記載する。

f 定款又は寄附行為

最新のもの

g 法人登記簿謄本

現在事項全部証明書、応募申込日前3箇月以内に発行されたもの。

h 印鑑証明書

応募申込日前3箇月以内に発行されたもの。

i 決算書類

最近3年間の決算書類。

法令等に基づき作成された決算書類、財産目録等事業報告書一式及び決算付属明細表、現在経営（運営受託施設を含む）施設の決算書類も含む。

j 納税証明書等

平成22年4月1日以降に発行された直近2年分の原本。

(a) 国税（法人税及び消費税）

未納のないことの証明書

(b) 市税（本市に事業所がある場合、法人市民税及び固定資産税）

(4) 応募に関する留意事項

ア 応募書類の取扱

(ア) 応募者の提案は1件に限ります。

(イ) 応募書類は、理由の如何を問わず、返却しません。

(ウ) 京都市情報公開条例及び京都市個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開することがあります。

(エ) 提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできません。

(オ) 本市が必要と認め、追加書類の提出を求める場合があります。

(カ) 本市が必要と認める場合、応募書類等の提出後に、応募者に対してヒアリングを実施することがあります。

(キ) 事業者からの質問に対し、本市の回答の内容を了解のうえ応募してください。

イ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

ウ 応募書類の著作権

応募書類の著作権は応募者に帰属します。

ただし、本市は、事業者の決定の公表等必要な場合、応募書類の内容を無償で使用するができるものとします。また、事業計画等の応募書類の内容及び事業者の選定結果を公表する場合があります、応募者はこれに対して異議を申し立てることができません。

エ 資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を掲示したりすることを禁じます。

6 選定方法

(1) 選定委員会

事業者は、行政等で構成する「自転車駐車場整備・管理運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により選定されます。

(2) 選定の審査基準

事業者を選定する基準は、整備能力、維持管理能力、管理運営能力等を以下の事項に従

って、総合的な観点から、公平かつ客観的に審査し、選定します。

ア 駐輪場の維持管理・運営等を安定的に行うことができる経済的及び技術的能力を有していること。

イ 駐輪場の利用について安全、快適な利用が確保されていること。

ウ 利用者へのサービス向上が図られるものであること。

エ 設置する駐輪器具等が、七条駅周辺にふさわしい形態意匠であること。

オ 本市の放置自転車対策についての協力が示されていること。

カ その他駐輪場を適正に管理することが可能であること。

(3) 第1次審査(書類審査)

書類審査を経て、3者程度を選考し、第2次審査を行います。

(4) 第2次審査(プレゼンテーション)

放置自転車対策と提案内容について強調したいことをアピールしてください。

提出書類、プレゼンテーションの内容及び質疑に基づき審査します。

日時については、平成22年7月27日(火)以降別途連絡します。

1者あたり40分程度(説明15分、質疑25分)を予定しています。

参加人数は、3名までとさせていただきます。

(5) 事業者決定

第1次審査と第2次審査の点数を合算のうえ、事業者を決定します。

選定委員会の審査結果に基づき、平成22年8月上旬に選定事業者に通知するとともに、公表します。